

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日（月）午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁  
事務局次長 野口武士  
主任 高見直輝（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 儘田實委員、7番 飯塚輝雄委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号430号については、農業委員会等
	に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案
	件でありますので、審議、採決に際しましては、「木村俊之委員」
	の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、
担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
8番	受付番号429号では、譲受人は当該農地の耕作者で市内在住の方
	です。譲渡人は耕作が難しいことから、今回、所有権の売買を行う
	ものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号430号では、譲受人は当該農地の近くにお住まいの方
	です。申請農地は、譲渡人が以前住まいとしていた屋敷内にある農地
	です。今回譲受人はこの屋敷内の空き家及び宅地と申請農地を売買
	にて取得するものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ない
	と思われま
	す。受付番号431号では、譲受人と譲渡人は親子とな
	っています。譲渡人である母所有の申請農地を従来から耕作者であ
	る譲受人の息子へ贈与するものです。申請の事由は、農業経営の拡
	張で問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作
状況等についても問題がないと思われま	
す。以上により、農地法第	
3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満	
たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていた	
だきます。	
8番	受付番号429号について調査報告いたします。

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号430号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11 番	受付番号431号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号429・431号について、ご質疑・ご発言を願いま

	す。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号429・431号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号429・431号の許可申請については、許可することに決定いたします。
	続きまして、先ほどの受付番号430号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、木村委員の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、受付番号430号について、ご質疑・ご発言を願います。特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号430号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号430号の許可申請については、許可することに決定いたします。それでは、木村委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についててを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	432号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、加須市に事務所を置き、平成3年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、公園や大型ショッピングセンターが近くにあり、とても利便性が良く、需要が見込めることから今回、住宅19棟を建築する建売住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。つづきまして、433号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の

家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、最寄りの駅まで徒歩5分で行けることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。434号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、東京都練馬区に本社を置き、昭和42年から不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺には、大型ショッピングセンターが近くにあり、生活環境も整い、需要が見込めることから、今回、住宅2棟を建築する建売住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、435号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートに夫婦で暮らしています。結婚を機に自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、住宅が建ち並び、住環境の整った場所になります。また、大きな商業施設もあり、職場への通勤時間も今とほとんど変わらないことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、436号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、実家で両親と生活しています。来年に結婚が決まっており、実家の近くで新たな生活の場となる新居を建築したいと考えていました。申請農地は、実家の隣で両親の面倒を見ることができ、静かで子育てをするのに適した環境であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、新郷駅から500m以内にある地域内の農地で「第2種農地」と判断しました。つづきまして、437号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、春日部市に事務所を置き、昭和41年から自動車販売を行っている法人です。現在、岩瀬の区画整理地内に約15台の駐車場を賃貸借しています。申請農地は、販売店から道路を挟んで隣接しており、営業所に近く利便性が向上することから、現在賃貸借し使用している駐車場を返却しようと考えています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、438号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、両親と同居していますが、部屋が手狭となったことから自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、仕事場および今の住まいから徒歩で1, 2分の位置にあり、大きな商業施設も近くにあり、買い物も便利で住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はな

	いと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8番	受付番号432号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私どもは、住宅環境の良い羽生市においてお住まいになる方にとってさらに利便性の高くそれでいて住環境が整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は20代から30代前半の夫婦で、まだお子様が幼小、共働きしている家族であり、休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し探しておりました。その経緯の中で当該地は、敷地の面積も閑静な周辺地域としても要件を満たしており、それに加えてイオンモール羽生も最寄りにあり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識いたしました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導のもと最新の注意をもって隣地の農地に影響の出ないよう施工して参ります。よろしく御配慮くださいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
7番	受付番号433号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私たち夫婦は市外のアパートに暮らしておりますが、部屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。私の実家が加須市にあり、程よい距離に在る近郊地を探しておりました。申請地は、北面道路に接しており、合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設が近くにあり、

	<p>買い物が便利です。最寄りの駅まで徒歩5分ぐらいで行ける魅力もあります。以上のような理由より当地を選定し、今般の開発行為許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号434号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、上記申請地に建売住宅を2棟建築するため、農地転用許可申理由としましては、市街化調整区域の農地ですが、都市計画法34条第11号区域内であり、住宅の供給が地域への貢献及び活性化、さらに生活環境も整っていることから需要が見込めるため、住宅を建築することにしました。当社は、アパート等で生活していて子供が増え、手狭になった若い夫婦等を購買層と考えております。広い庭のある一戸建て住宅をセールスポイントとして販売しております。庭には、駐車場3台、駐輪場、芝生、植木等を植え、敷地利用に無駄のないよう使用していきます。上記理由をご理解いただき、何卒許可いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号435号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち夫婦は館林市内のアパートに暮らしております。結婚を機に自分たちの家を持ちたいと考えていました。私の実家と妻の実家の間あたりを考えていました。申請地は、6.8mの道路に接しており合併浄化槽後の放流できる排水路もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところ。通勤時間も今とさほど変わりません。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>

2番	受付番号436号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私は実家で両親と3人で生活していますが、来年には私の結婚が決まっていることもあり、実家の近くに新たな生活の場となる新居を建築したいと考えておりました。そんな折、父より今回の申請地を住宅の敷地として提供してもよいとの申し出がありました。
	実家の隣で両親の面倒もみることができ、道路を挟んで弟夫婦の家もあります。のんびりとした地域ですので子供を育てるのには最適な環境と思います。なんとか資金の都合もつきましたので、この機会に自己用住宅を建築したく本件申請に及びました。また、私は自己の不動産を市街化区域、調整区域に関わらず所有しておりません。
	以上、事情をお汲み取りの上、許可して下さいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号437号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在当社は、主に軽自動車の販売修理業務を取り扱う事業所として営業所を開設しています。現在従業員所有車両の駐車場として、羽生市岩瀬土地区画整理地内に賃貸借し、約15台を駐車しています。
	申請地は営業所に近いので利便性が良く、現在賃貸借し使用している駐車場は、許可後に車両の移動を行い解約を予定しています。以上の理由により、許可申請を致しますのでよろしくようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号438号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。



	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち家族は両親と同居していますが、部屋が手狭になり、自分たちの家を持ちたいと考えていました。父の仕事を手伝い、将来は家業を継ぐつもりでなるべく仕事場まで徒歩で行ける土地を探していました。上の娘が園児のためここ数年で住居地を決めたいと思っておりました。近所で土地を譲ってもいいという話を頂き、すぐさまここに決めました。申請地は仕事場および住まいから歩いて1, 2分で着く位置にあります。北面道路は国道が走っており、合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあります。最近では大きな商業施設がいくつも建ち始め、買い物にも便利なところです。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。ご覧のとおり、住宅敷として9件、店舗敷 2件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、4月7日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行なったものです。</p>

	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約や農地転用申請に関する解約となりますが、4件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました9月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が4件ございました。
	① 11月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和3年 10月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	